

議 案 第 33 号

松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

古ヶ崎小学校内に古ヶ崎保育所の分園を設置することにより、待機児童の解消に資するため。

松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例

松戸市保育所設置条例（昭和47年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

松戸市立古ヶ崎保育所	松戸市古ヶ崎四丁目 3,617 番地
------------	--------------------

」を

「

松戸市立古ヶ崎保育所	松戸市古ヶ崎四丁目 3,617 番地
松戸市立古ヶ崎保育所分園	松戸市古ヶ崎四丁目 3,620 番地の 1 松戸市立古ヶ崎小学校内

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。